

税務と経営

山村税理士事務所

— 発 行 人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045 電 話 0975 (36) 5231

FAX 0975 (36) 5237

ヒント

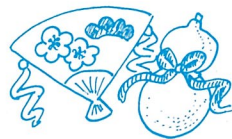
観察する 1973年創業のラーメン屋が大成長し、一部上場、時価総額1千億円を超える日高屋。ハイデイ日高の神田正会長は経営で何より大切にしているのは、決断力と観察です。社長業とは、いわば決断業。どこに出店するのか悩み抜いて出した決断は10年後の社運を左右します。観察眼は、24時間365日仕事のことを考えていれば、自然と観察の癖がつきます。例えば、戦後、駅前の屋台は、道路交通法や衛生面でいずれ消える運命、その時客はどこに行くのか、昔のビジネスパーソンは弁当持参でしたが、次第に手ぶら出勤になった。彼らは会社周辺で昼食をとるとすれば、そこに巨大なマーケットがあると信じたわけです。(Fole)

ヒント

税務 ミニガイド

国税庁の令和5年度租税滞納状況の概要によると、新規発生滞納額は、7,997億円（前年度比11.1%増）となっており、令和5年度末の次期繰越額は9,276億円となっています。

なお、新規発生滞納額は、ピーク時（平成4年度）の約4割となっています。



新年の富士(山梨)

中西市蔵／オアシス

所得税の確定申告

□所得税の確定申告

まもなく所得税の確定申告が始まりますが、給与所得者（サラリーマン）が確定申告しなければならない場合、確定申告をすることができる場合について確認することにしましょう。

□確定申告しなければならない場合

給与所得者で次のような人は、確定申告しなければなりません。

- ①給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
(年末調整の対象になりませんので、確定申告が必要です)
- ②給与を1か所から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、給与所得、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人
- ③給与を2か所以上から受けていて、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合で、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得、退職所得以外の各種の所得金額の合計額が20万円を超える人

□確定申告することができる人

次のような人は、確定申告（還付申告）することによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

- ①年の途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどによって、給与の源泉徴収税額が過大となっている人
- ②災害、盗難又は横領によって住宅や家財について損害を受けた場合や災害関連支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、雑損控除を受けようとする人
- ③支払った医療費の金額が、10万円（所得金額の合計額が200万円未満の場合はその5%相当額）を超えるため、医療費控除を受けようとする人
- ④国や特定公益増進法人等に対して支払った寄



○世界のじゃんけんは、石、紙、はさみが主流です。アメリカ、イタリア、イギリス、ギリシャ、シンガポール、ベトナム、イラン。紙が布に代わるのが中国（北京）、香港、韓国。インドネシアは象、人間、蟻。石の代わりにハンマーがドイツ、ラオス。セルビアはグーとパー、エジプトは手の表と裏の二種類。インドネシア、アフガニスタンはコインで決める。



附金、都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税等）などがあり寄附金控除を受けようとする人*ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受ける場合は、確定申告は不要です。

- ⑤住宅の取得等をしたため、(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除を受けようとする人*住宅借入金等特別控除の適用1年目は、年末調整で適用を受けることはできません。

□退職手当等の支給を受けた人

退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している場合には、適正な源泉徴収が行われ、確定申告をする必要はありません。

ただし、給与所得等の他の所得から所得控除が控除しきれなかった場合や定額減税による特別控除額を控除しきれなかった場合には、確定申告をすることによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

また、退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかった場合には、支払額の20.42%が源泉徴収されていますので、一般的には確定申告をすることによって、源泉徴収税額の還付を受けることができます。

民間平均給与の 動向について

国税庁は令和5年分民間給与実態統計調査の結果を公表しました。この調査では、民間の事業所における年間の給与の実態を、給与階級別、事業所規模別等に明らかにし、併せて、租税収入の見積り、租税負担の検討、税務行政の運営等の基本資料とすることを目的としています。

① 統計調査の結果

令和5年12月31日現在の給与所得者数は、6,068万人となり、令和5年中に民間の事業所が支払った給与の総額は232兆9,072億円（前年度比0.7%増の1兆6,432億円の増加）で、源泉徴収された所得税額は12兆61億円（同0.3%減、363億円の減少）となりました。なお、所得税等の対象となる所得金額に占める税額の割合は5.15%となりました。

1年を通じて勤務した給与所得者の平均給与

は、前年度比0.4%増加し、前年度から1万9,000円増加の59万5,000円となり、平成26年分以降最高の金額です。男女別では、男性は前年度比0.9%増加し、5万2,000円増加の568万5,000円。女性は前年度比0.7%増加し、2万1,000円増加の315万8,000円と男女とも増加しました。また、正社員と非正規雇用者で比較すると以下ようになります。正社員は前年度比1.3%増加し、7万円増加の530万3,000円、一方で正社員以外は前年度比0.7%増加し、1万4,000円増加の201万9,000円となりました。

② 業種別でみると

平均給与が最も高い業種は「電気・ガス・熱供給・水道業」の775万円、2番目は「金融業・保険業」の652万円、3番目は「情報通信業」の649万円となりました。一方、最も低かったのは「宿泊業・飲食サービス業」264万円でした。今回の調査では、1月に発生した能登半島地震の被害を受けた石川県と富山県の一部は今回の調査では、欠測地として処理しましたが、調査結果には影響はないとしています。

ナマの税務相談室

Q

久しぶりにお伺いしました。ご無沙汰している間身边に色々な心配事、もめごとがあり人生暇なしです。

A

暫く会わないうちに白髪が増えましたね。ところで今日はどのようなご心配がおありですか。遠慮なくお話しください。

Q

有難う御座います。父が心不全で急死し、相続税の申告期限が迫っています。相続人は母及び私と弟です。

父は60歳の頃、国内の事業を整理し、老後は友達が多く、海老や蟹のおいしいタイ国で過ごしたいと、住みやすいバンコックに居を定め母と共に日本を離れました。しかし、10年暮らし帰国いたしました。

A

時々電話は頂きまして楽しい話を伺いました。

Q

実は昨年春、病院の診察で肺がんが見つかり手術を行い通院をしながら対処して

二重課税の有無を問う

いたのですが他の部位にも転移し残念ながら不帰の人となりました。

実は遺産の内、父が生前購入していたバンコックの

土地がありましたが処分が間に合いませんでした。父が平成25年頃500万円で購入したものです。この財産の評価についてご教示頂きたいのですが。

A

国外財産も原則的に財産評価基本通達に定める評価方法により評価いたします。ただし、財産基本通達により評価できない財産については、売買実例価額又は精通者意見価格等を参酌して評価いたします。或いは不動産鑑定士等の専門家に鑑定依頼する方法等で譲渡価額を基に評価いたします。

Q

今回の場合、海外で相続税等が課税された場合は外国税額控除は出来ますか。

A

大丈夫ですよ。二重課税はありませんから控除できます。

申告書に収受印を 押して欲れない

国 税庁は、令和7年1月以後は申告書等（国税に関する申告、申請、請求、届出等税務署に提出される全ての文書）の控えへの収受日付印（税務署名や年月日等）の押捺の実務慣習を廃止する、と令和6年1月4日付けで、公表しています。申告書等の税務署への持参又は郵送に対する措置です。e-Taxによる申告では、受信通知がメッセージボックスに格納されます。税務行政のデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進が目的です。

ま た、令和7年1月から、申告書等の提出（送付）の際は、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）するように、と公示しています。

それでは、申告書等を紙で提出する場合、今後は申告等したことをどのように証明すればよいのでしょうか。

① ネット公開のQ&Aで、令和7年1月以後の当分の間の対応として、窓口で交付するリーフレットに、申告書等を収受した日付や税務署名を記載した上で、希望者及び郵送提出での返信用封筒に配付する、この配布文書は提出事実の証明機能を持つ、と回答しています。

② 所轄税務署に「申告書等閲覧申請書」を提出することで、申告済みの申告書等を閲覧することができます。そこには収受印が押されています。閲覧に手数料はかかりませんが、あくまで閲覧サー

ビスのため、コピーの提供は受けられません。ただし、申請書の「写真撮影の希望」欄にチェックをつけることで写真撮影が可能となります。

③ 納税証明書の交付請求を行い、納税額と滞納の有無の表示を介して、提出済み申告書の内容を間接的に証明します。

④ 個人だけのケースとしては、オンライン申請による「申告書等情報取得サービス」や「保有個人情報の開示請求」により確認できます。

し かし、税務書類への収受印押捺という実務慣行の廃止に、様々な社会関係は即座に対応できる状況とは言えません。銀行への融資申請や、住宅・自動車等のローン審査、奨学金の申請、自治体への補助金・助成金の申請等々で、確定申告書の提出控えが添付書類として求められています。今後は、どうなるのか。

「リラックス リラックスして年迎ふ 良一」
ゆつくり新年を寿ぎ、家族の健康を希い、英気を養い、さあ、これからです。
「元日や はげしき風も いさぎよき 草城」
今月は、法定調書の提出等、結構事務は繁多です。
「抽斗に朱肉をさぐる事務始 貞峰」
「新年の客待つ酒は信濃かな 裕明」
5日小寒、20日大寒。



丸くとも一かどあれや
人心
あまりまろきはころびやすきぞ

（坂本龍馬）

1月の税務メモ

（国 税）

- 12月分源泉所得税の納付（特例適用者は7～12月の半年分）
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 法定調書の作成提出
- 源泉徴収票の受給者への交付

10日
20日
31日

（地方条例による）

（地方税）

- 12月分個人住民税特別徴収分の納付
- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間（予定）申告
- 給与支払報告書の提出
- 償却資産（固定資産）の申告
- 個人住民税の第4期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。